

福岡県企業協働河川愛護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、企業等と住民・行政との協働を促進し、地域が一体となった河川愛護の意識を醸成するとともに、河川環境の保全を図り、もって潤いある水辺環境を創出することを目的として、企業等が、県知事が管理している河川において、河川愛護活動を行う「企業協働河川愛護事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 企業等 企業、農協、漁協その他の団体
- 二 河川愛護活動 除草、清掃等の河川浄化活動
- 三 河川愛護企業 県知事の登録を受けて河川愛護活動を行う企業等
- 四 河川愛護活動支援企業 県知事の登録を受けて河川愛護団体等の活動を支援する企業等
- 五 河川愛護団体等 県知事の登録を受けた河川愛護団体及び河川愛護企業

(登録)

第3条 河川愛護企業又は河川愛護活動支援企業として当該事業の支援を受けようとする企業等は、県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる書類を管轄する県土整備事務所（支所を含む。）に提出しなければならない。

- 一 登録申込書（様式第1号、様式第2号）
- 二 役員一覧（様式第3号）
- 三 法人登記簿謄本（直近3ヶ月以内のものなら写しでも可。）又は、その他の団体においてはこれに代わる書類
- 四 登録者名簿（任意様式）
- 五 活動区間図面（河川愛護活動支援企業は省略可。）

3 県土整備事務所長（支所長を含む。以下「所長」という。）は、前項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに意見を付して県知事に送付しなければならない。

4 県知事は、送付された書類が、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる基準に適合するときは、第4条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き遅滞なくその登録をするものとする。

- 一 河川愛護企業は、一定の活動区間を設定して、年2回以上河川愛護活動を行うものであること。
- 二 河川愛護活動支援企業は、支援対象河川を指定し、河川愛護団体等が行う河川愛護活動が容易になるよう、重機や特殊車両等の作業（整地、抜根、抜木等）により、河川愛護団体等への支援を行うものであること。

- 5 県知事は、第4項の登録をしたときは、速やかにその旨を当該企業等及び所長に通知するものとする。

(地域貢献活動評価に係る登録要件)

第3条の2 河川愛護企業又は河川愛護支援企業の登録を受けようとする企業で、登録後、地域貢献活動評価の申請をしようとする企業は、審査基準日において次の各号を満たした登録を受けていなければならない。

- 一 河川愛護企業は、左右岸併せて250m以上の活動区間を設定していること。
- 二 河川愛護企業は、河川愛護活動において除草を行うこと。
- 三 河川愛護活動支援企業は、河川愛護団体等が活動区間を設定している河川を支援対象河川として指定していること。

(登録の拒否等)

第4条 県知事は、第3条第1項の登録の申請をした企業等又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否するものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員。
 - 二 同法第二条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、企業協働河川愛護事業にふさわしくないと認められる事由があるとき。
- 2 県知事は、第3条第1項の登録を受けた企業等（以下「登録企業等」という。）が、次の各号に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。
- 一 登録企業等又はその役員等が、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 河川愛護活動支援企業が、支援要請を2回拒否したとき。

(支援等)

第5条 県知事は、第3条第1項の登録を行ったときは、当該登録企業等の従業員等で河川愛護活動をする者を被保険者とする傷害・賠償責任保険に加入するものとする。

- 2 所長は、希望する登録企業等に対し除草、清掃用具等の支給を、予算の範囲内で行うものとする。

(表示板等の交付)

第6条 河川愛護企業は、その活動区間が500m以上である場合は、当該活動区間内に企業名や活動内容を表示する看板（以下「アダプトサイン」という。）の交付を受けることができる。

- 2 河川愛護企業は、アダプトサインの交付を受けようとするときは、第3条第1項の登録の

申込みのときに所長にその旨を申し出なければならない。

- 3 河川愛護企業は、アダプトサインを設置しようとするときは、その記載の内容及び設置場所について、所長の承認を得なければならない。
- 4 所長は、河川愛護活動支援企業に対して、アシスト企業登録シールを交付するものとする。

(河川愛護活動支援企業の活動)

第7条 河川愛護活動支援企業が整地等の活動を行おうとするときは、あらかじめ、その内容について所長に協議するものとする。

(実績報告)

第8条 登録企業等は、年1回、その活動について、実績報告書(様式第4号、様式第5号)により所長に報告するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により報告された実績報告書の内容を確認し、第3条第4項各号の活動内容を満たしている場合は、活動実績承認書(様式第6号)を登録企業等に発行するものとする。

(活動実績承認書の写しの保管)

第8条の2 前条第2項に基づき活動実績承認書を発行した所長は、活動実績年度の翌年4月10日までに県知事へ写しを送付し、県知事はこれを保管する。

(事故報告)

第9条 登録企業等は、河川愛護活動又は河川愛護活動の支援を行っているときに事故が発生した場合は、遅滞なく所長に報告しなければならない。

- 2 所長は前項の報告を受けたときは速やかに県知事に報告するものとし、県知事は第5条第1項に規定する傷害・賠償責任保険に係る保険金の請求の手続を行うものとする。

(表彰)

第10条 所長は、第8条第1項の報告を受けた場合において、登録企業等の活動が特に顕著であり、他の模範となるものであると認めるときは、優良企業表彰推薦書(様式第7号)により推薦するものとする。

- 2 前項の推薦書を受領した場合は、県土整備部長表彰を行うものとし、表彰状を贈呈する。

(登録の変更及び廃止等)

第11条 登録企業等は、登録に係る内容を変更しようとするときは、その内容を所長に届け出なければならない。

- 2 登録企業等は、その活動を休止、又は、廃止しようとするときは、その旨を所長に届け出なければならない。

3 登録企業等は、第4条第2項の規定により登録を取り消されたとき、又は前項の規定による届出を行ったときは、アダプトサイン又はアシスト企業登録シールを速やかに撤去しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。